

plala(ドコモ光)利用規約

第1条 規約の適用

1. 株式会社 NTT ドコモ(以下、当社といいます)は、「IP通信網サービス契約約款」に基づき提供するIP通信網サービス(以下、ドコモ光といいます)のプロバイダセットプラン「タイプ A(plala)」のプロバイダサービス「plala(ドコモ光)」(以下、本サービスといいます)を提供するために、「plala(ドコモ光)利用規約」(以下、本規約といいます)を定めます。
2. 本規約は「ぷらら会員規約」の一部を構成するものであり、本サービスの契約者は「ぷらら会員規約」を承諾したものとします。

第2条 規約の変更

1. 当社は、次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第3条 サービスの概要

1. 本サービスはベストエフォート型のインターネット接続サービスです。機能の概要は別に定める提供条件書の通りとします。
2. 本サービスは通信速度種別に対応した下記プランを提供いたします。
 - (1) 「plala(ドコモ光 1ギガ)」
 - (2) 「plala(ドコモ光 10 ギガ)」

第4条 契約の成立

1. 本サービスの申込みを以って、本規約に同意いただいたものとみなします。当社の承諾を以って契約の成立とします。

第5条 利用料金

1. 当社の IP 通信網サービス契約約款に定める料金をご負担いただきます。
2. 本サービスに付随して会員が当社の「ぷらら会員規約」に基づき提供する有料オプションサービスをご利用の場合、各規約に定める料金をご負担いただきます。

第6条 責任の制限

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、会員の責に帰すべからざる事由により、会員が本サービスを全く利用できない状態が 24 時間以上継続して生じた場合、会員は、IP通信網サービス契約約款の定めに従い、本サービスを全く利用できなかった時間(24 の倍数に限ります)に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免れるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、既に会員が支払いを完了していた場合には、IP通信網サービス契約約款の定めに従い、これを返還するものとします。
2. 当社は、本サービスを利用できなかったことに起因する会員の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その限りではありません。

附則

本規約は、2015年2月16日より効力を有するものとします。

本規約は、2017年3月1日より改訂します。

本規約は、2018年2月1日より改訂します。

本規約は、2020年3月31日より改訂します。

本規約は、2021年5月6日より改訂します。

本規約は、2022年7月1日より改訂します。